



※変更理由  
 ①近隣住民等との協議による変更  
 ②各課協議による変更(条29条第1項)  
 ③軽微な変更

※完了届 完了の日から7日以内に提出

※都市計画法第32条に基づく同意協議書の発行(開発行為の場合)

事業意見書の提出がない場合は省略されます